

熊本県家畜伝染病防疫対策要綱

第1 目的

この要綱は、熊本県内及び熊本県周辺等で悪性家畜伝染病が発生した場合、当該家畜伝染病の早期清浄化と未発生地域へのまん延防止に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

悪性家畜伝染病とは、次に掲げる家畜の伝染病をいう。

- (1) 口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚熱、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病
- (2) (1)に掲げるもののほか、重大な経済的被害及び社会的に大きな影響を及ぼす家畜伝染病

第3 防疫態勢

悪性家畜伝染病の発生が報告された場合は、その発生地域に応じて、原則として次の3段階の防疫態勢をとるものとする。

なお、疑い事例の発生が報告された場合においても、同様の防疫態勢をとることができるものとする。

- (1) 国内で発生があった場合は、レベル1とする。
- (2) 九州内で発生があった場合は、レベル2とする。
- (3) 県内で発生があった場合は、レベル3とする。

第4 防疫組織体制

- 1 第3により防疫態勢をとる場合、農林水産部長は、すべての防疫態勢の段階において、総合的な防疫対策方針を策定するため、防疫総括班（以下「総括班」という。）を置く。
 - (1) 総括班は、畜産課の職員をもって組織し、班長、副班長を置く。
 - (2) 班長は畜産課長、副班長は審議員をもって充てる。
- 2 レベル2の防疫態勢をとる場合、農林水産部長は、関係部局の協力体制の確立及び連絡調整を図るため、熊本県家畜伝染病対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。
 - (1) 対策会議の組織体制は次のとおりとする。
 - ア 対策会議は、別表1の構成員をもって組織し、議長を置く。
 - イ 対策会議の議長は、農林水産部長をもって充てる。
 - (2) 対策会議の事務を補佐するために幹事会を置く。
 - ア 幹事会は、別表2の構成員で組織し、代表幹事を置く。
 - イ 代表幹事は、畜産課長をもって充てる。

ウ 議長の判断により、必要に応じて幹事会を開催することができるものとする。

(3) 対策会議及び幹事会の庶務は、総括班において処理する。

(4) 防疫態勢の強化が特に必要な地域が発生した場合、当該地域の広域本部又は広域本部地域振興局（熊本市においては県央広域本部）に地域家畜伝染病対策会議（以下「地域対策会議」という。）及び家畜伝染病支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置く。

ア 地域対策会議は、別表3の構成員で組織し、議長を置く。

イ 地域対策会議の議長は、広域本部長又は広域本部地域振興局長をもって充てる。

ウ 地域対策会議の庶務は、広域本部又は広域本部地域振興局農業普及・振興課において処理する。

エ 熊本市における地域対策会議は、熊本市地域家畜伝染病対策会議（以下「熊本市地域対策会議」という）と称し、議長は県央広域本部長をもって充てる。

オ 熊本市地域対策会議の庶務は、県央広域本部農林部農業普及・振興課において処理する。

カ 支援対策本部の部長は、広域本部長又は広域本部地域振興局長（熊本市においては県央広域本部農林部長）をもって充てる。

キ 支援対策本部の運営は、広域本部又は広域本部地域振興局農業普及・振興課（熊本市においては県央広域本部農林部農業普及・振興課）において処理する。

3 レベル3の防疫態勢をとる場合、知事は、熊本県家畜伝染病防疫対策本部（以下「県本部」という。）を置く。

(1) 県本部の組織体制は、次のとおりとする。

ア 県本部は、別表4の構成員を持って組織し、本部長、副本部長を置く。

イ 本部長は、知事をもって充てる。

ウ 副本部長は、副知事及び農林水産部長をもって充てる。

(2) 県本部の事務を補佐するために幹事会を置く。

ア 幹事会は、別表5の構成員で組織し、代表幹事を置く。

イ 代表幹事は、農林水産部生産経営局長をもって充てる。

ウ 本部長の判断により、必要に応じて幹事会を開催することができるものとする。

(3) 総合的な対応を総括するために総合指揮所を置く。

ア 所長は、副本部長（農林水産部長）をもって充てる。

(4) 本部長は、発生地域における防疫態勢を強化するため、発生地域を管轄する家畜保健衛生所に家畜伝染病現地防疫対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

ア 現地本部に本部長を置き、発生地域を管轄する家畜保健衛生所長をもって充てる。

イ 現地本部の庶務は、発生地域を管轄する家畜保健衛生所において処理する。

(5) 本部長は、県本部が設置された場合には、各広域本部又は各広域本部地域振興局

(熊本市においては県央広域本部) に、第４の２の（４）で定める地域対策会議及び支援対策本部を置く。

(６) 県本部及び幹事会の庶務は、総括班において処理する。

第５ 運用

知事又は農林水産部長は、必要に応じて、防疫態勢（レベル）の設定及び各組織の縮小又は拡充を行うことができるものとする。

第６ その他

この要綱に定めるもののほか、防疫対策に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成１６年２月５日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１６年８月３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１６年９月２９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年８月２５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年５月２９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年５月２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年６月４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年６月９日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月２３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

別表 1（第 4 の 2 関係：家畜伝染病対策会議）

総務部長	土木部長
健康福祉部長	各広域本部長
環境生活部長	各広域本部地域振興局長
農林水産部長（議長）	県警本部警備部長
危機管理監	

別表 2（第 4 の 2 の（2）関係：幹事会）

危機管理防災課長	農業技術課長
健康危機管理課長	畜産課長（代表幹事）
自然保護課長	畜産研究所長
循環社会推進課長	道路保全課長
くらしの安全推進課長	各広域本部農林（水産）部長
農林水産政策課長	各広域本部地域振興局農林（水産）部長
団体支援課長	県警本部警備第二課長

別表 3（第 4 の 2 の（4）関係：地域家畜伝染病対策会議）

各広域本部長又は各広域本部地域振興局長（議長）	家畜保健衛生所長
各広域本部総務部長又は各広域本部地域振興局次長	保健所長
各広域本部又は各広域本部地域振興局農林（水産）部長	教育事務所長
各広域本部又は各広域本部地域振興局土木部長	警察署長
【熊本市地域家畜伝染病対策会議】	
県央広域本部長（議長）	
熊本市農水局農政部長	熊本中央・南・東・北合志警察署長
熊本市保健所長	中央家畜保健衛生所長
熊本市環境局資源循環部長	県央広域本部総務部長
熊本市都市建設局土木部長	県央広域本部農林部長
	県央広域本部土木部長

別表 4（第 4 の 3 関係：家畜伝染病防疫対策本部）

知事（本部長）	農林水産部長（副本部長）
副知事（副本部長）	商工労働部長
知事公室長	観光戦略部長
危機管理監	土木部長
総務部長	各広域本部長
企画振興部長	各広域本部地域振興局長
健康福祉部長	教育長
環境生活部長	県警本部警備部長

別表 5（第 4 の 3 の（2）関係：幹事会）

農林水産部生産経営局長（代表幹事）	農林水産政策課長
広報グループ課長	団体支援課長
危機管理防災課長	農業技術課長
人事課長	畜産課長
私学振興課長	農村計画課長
企画課長	技術管理課長
健康危機管理課長	畜産研究所長
環境保全課長	道路保全課長
自然保護課長	各広域本部農林（水産）部長
循環社会推進課長	各広域本部地域振興局農林（水産）部長
くらしの安全推進課長	教育政策課長
商工政策課長	県警本部警備第二課長
観光国際政策課長	